

櫛形山を愛する会会則

(目的)

第1条 櫛形山とその周辺の山野草を四季を通して観察・観賞し、自然に親しみながら、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 四季を通して櫛形山とその周辺の山野草や自然について観察・観賞会を行う。
- ② 山野草や自然についての学習会を行う。
- ③ 会員相互の交流や親睦を図る。
- ④ その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第3条 櫛形山とその周辺の山野草や自然に興味をもち、この会の仲間作りに賛同するものは誰でも会員となる事が出来る。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額 2,000 円とする。
2. 家族会員は、一名増すごとに年額 500 円とする。

(役員)

第5条 会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名

2. 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、会の会計をつかさどる。
- (4) 事務局長は、会の仕事を統括する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、二年とする。但し再任は妨げない。

(名誉会長・顧問)

第8条 名誉会長及び顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

2. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
3. 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。
4. 総会は、毎年4月に開催する。但し会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
5. 総会は、次の事項を承認及び議決する。
 - (1) 会則の制定及び改正
 - (2) 役員を選出
 - (3) 事業の報告及び決算
 - (4) 事業の計画及び予算
 - (5) その他重要な事項

(事務局)

第10条 会の庶務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には、事務局員若干名を置き、会長がこれを委嘱する。

(事業年度)

第11条 会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(経理)

第12条 会の運営及び事業は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(その他必要事項)

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を得て会長が別に定める。

付則

この会則は平成8年9月14日から適用する。

平成21年4月1日一部改正